

## 東近江市病児保育室条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市病児保育室条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市病児保育室条例の一部を改正する条例

東近江市病児保育室条例（平成27年東近江市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次条に規定する児童」を「病児（疾病の回復期には至っていないが当面症状の急変のおそれがない状態又は疾病の回復期にあり、集団保育を受けることが困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を受けることが困難な児童等で、規則で定めるものをいう。）」に改める。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とし、第8条を第5条とする。

第9条第1号中「定員」を「規則で定める定員」に改め、同条を第6条とする。

第10条第1号中「第8条」を「第5条」に、「、第4条の」を「規則で定める」に改め、同条第3号中「第8条」を「第5条」に、「、利用」を「利用」に改め、同条を第7条とする。

第11条を第8条とし、第12条を第9条とし、第13条を第10条とする。

附則第2項中「第7条」を「第4条」に改める。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表において「病後児対応型」とは、疾病の回復期にあり、集団保育を受けることが困難な児童を保育することをいい、「病児対応型」とは、疾病の回復期には至っていないが当面症状の急変のおそれがない状態又は病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難な児童を保育することをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

病児保育室の実情に応じて利用対象児童、利用時間等の拡充を迅速に行える環境を整備するため、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。